

事務中級 第15分野 介護保険

解説	保険者(介護保険)
	介護保険を運用する保険者は市町村です。ただし、より効率的な運営を目指して、複数の市町村が一部事務組合や広域連合を組織して、財政を安定化させることや、要介護認定などの事務を共同で行うことが認められています。
	被保険者(介護保険)
	介護保険の被保険者は、その市町村に住所のある40歳以上の人です。ただし、年齢によって次の二種類に大きく分けられます。
	△第一号被保険者＝65歳以上の住民
	△第二号被保険者＝40歳以上65歳未満の医療保険加入者
	保険給付(介護保険)
	介護保険で給付される介護サービスは、要介護に対する介護給付と要支援に対する予防給付に大きく分けられます。法律で定められたサービスは全国共通で実施されますが、これとは別に市町村が第一被保険者の保険料を使って独自の給付を実施している自治体もあります。
	要介護・要支援の認定
	介護保険の給付を受けるには、まず市町村に申請して、介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要かなどについて認定を受けることが条件となります。申請を受けて市町村は、①被保険者の心身の状態を調査し、②主治医の意見を聞き、③介護認定審査会に審査・判定を依頼、④③の結果に基づき認定を行います。
	介護サービス費の支給と自己負担
	介護サービスのほとんどは現物で利用者に提供されます。介護保険からは、実際にサービスを行った事業者や施設に対し、サービスの種類毎に定められた基準額を本に算定された9割が支払われ、残りの1割を利用者が自己負担します。ただし、自己負担が著しく高くないよう、一定額を超えた部分は高額介護サービス費・高額居宅支援サービス費として払い戻されます。
	介護サービス計画の作成
	在宅サービスを利用する場合、介護サービス計画(ケアプラン)が作成されます。計画は、被保険者が自分で作成することも可能ですが(市町村に届け出)、実際には介護支援専門員(ケアマネジャー)が市町村やサービス事業者との調整を図り、利用者の希望を聞きながら、サービス毎の支給限度額の範囲内で計画を立て、利用者は計画にもとづいた介護サービスを受けることになります。なお、介護サービス計画の費用は全額が介護保険から給付され、自己負担はありません。また、入所施設の場合は、その施設で計画を作成します。
	保険料滞納者への給付制限
	要介護者であっても、災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納を滞納している場合は滞納期間に応じて、次のような対応が取られます。
	(1)納期限から1年間滞納した場合には現物給付を行わず、支払い方法を変更して償還払いとする(事業者。施設は費用の全額の支払いを利用者からうける)。
	(2)1年6月滞納したときは保険給付の支払いの全部又は一部を一時差し止める。
	(3)さらに滞納を続けるときは、本人に通知した上で、差し止めている保険給付額から滞納保険料額を控除する。
	訪問看護
	所要時間(訪問看護計画上の標準的な時間)により、段階毎による単位数が定められています。このほか、夜間・早朝加算、深夜加算などの加算があり、また准看護師による訪問看護にはついては減算の規定がある。

例題 1	介護保険保険者とは
解答	介護保険を運用する保険者は市町村です。
例題 2	例外的な介護保険保険者とは
解答	複数の市町村が一部事務組合や広域連合を組織した保険者
例題 3	介護保険の第一号被保険者とは
解答	△第一号被保険者＝65歳以上の住民
例題 4	介護保険の第二号被保険者とは
解答	△第二号被保険者＝40歳以上65歳未満の医療保険加入者
例題 5	介護保険による保険給付を述べよ
解答	1. 要介護に対する介護給付、2. 要支援に対する予防給付
例題 6	要介護・要支援の認定はどの様に行われるか
解答	市町村に申請→①被保険者の心身の状態を調査し、②主治医の意見を聞き、③介護認定審査会に審査・判定を依頼、④③の結果に基づき認定を行います。
例題 7	介護サービス費の支給
解答	現物で利用者に提供され。介護保険からは、実際にサービスを行った事業者や施設に対し、サービスの種類毎に定められた基準額を本に算定された9割が支払われる。
例題 8	介護サービス費の支給と自己負担割合は
解答	1割を利用者が自己負担します。ただし、自己負担が著しく高くないよう、一定額を超えた部分は高額介護サービス費・高額居宅支援サービス費として払い戻されます。
例題 9	介護サービス計画の作成費用の利用者負担はいくらか
解答	介護サービス計画の費用は全額が介護保険から給付され、自己負担はありません。また、入所施設の場合は、その施設で計画を作成します。
例題 10	保険料滞納者への給付制限はあるか
解答	介護保険料未納期間によって、給付制限がある